

参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和三十一年十二月十一日(火曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

委員

堀 末治君

重政 庸徳君

藤野 繁雄君

東 隆君

清澤 俊英君

青山 正一君

秋山俊一郎君

雨森 常夫君

下條 康磨君

柴田 榮君

堀本 宜實君

安部キミ子君

北村 暢君

小林 孝平君

鈴木 一君

羽生 三七君

上林 忠次君

河野 謙三君

千田 正君

北條 雋八君

衆議院議員

足鹿 覺君

小枝 一雄君

芳賀 貢君

政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林省農林

経済局長

大石 武一君

永野 正二君

渡部 伍良君

事務局側
常任委員 安業敏男君
会専門員
説明員
大蔵省主計 大村 奎雄君
局主計官
林野庁長官 石谷 謙男君

本日の會議に付した案件
○農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(第三号)(衆議院送付、予備審査)

○農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(第九号)(衆議院送付、予備審査)

○昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

○飛越特定地区小矢部川水利開発事業促進に関する請願(第三八号)

○農林水産政策に関する調査の件(林野庁職員給与改善に関する件)(冷害等災害対策に関する件)

○委員長(堀末治君) それでは、これから農林水産委員会を開会いたします。まず第一に、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(村松久君外七名提出、衆議院第七号)の予備審査を議題といたします。

本法律案は、去る十二月五日衆議院から送付、同日当委員会において予備

付託されたものであります。まず、提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(芳賀貢君) ただいま議題になりました農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農業委員会は、御承知の通り、昭和二十六年農業委員会法の制定によつて、従来の農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会の三者につきそれらの職能を総合整備するため、一委員会として統合し、原則として地方自治体の地域ごとに当該地方自治体の機関である農業に関する行政委員会として設置せられたものであります。しかしして同委員会は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化をはかり農民の地位の向上に寄与するため、農民の意思と希望を反映し得るよう農民の選挙による委員及び学識経験者たる委員をもつて構成され、その職務は、農地、食糧等関係法令に基く所定の事項、農業に関する総合計画の樹立及び実施に関する建議、客申に関する事項等を処理することとせられたのであります。

かつまた、農業委員会は、当初市町村及び郡道府県に設置されたものであります。が、二十九年の改正によりまして都道府県農業委員会はこれが廃止せられ、新たに法人として都道府県農業会議及び全国農業会議所が設けられることになりました。しかしながら市町村の農業委員会につきましては委員の構成等について若干の変更があったほかは、おおむね従前と同様の性格と職務

をもつて今日に至っているものであります。

当初においては市町村の農業委員会は、原則として一市町村一委員会の割合で、全国の市町村数に準じて約一万一千設置されていたのであります。が、その後全国的に町村合併が急速に実施せられてきたのに対し、農業委員会については、現行法のもとではこれによる組織その他の実情から直ちに画一的に合併市町村に一委員会の原則を貫くことについては、事態の推移について慎重な考慮を必要とする状況にありましたため、本年九月三十日では、市町村数三千九百七十五に対し、委員会数は七千三百八十五となつて、委員会は七千三百八十五と過半数を占めて、一市町村一委員会の原則からはなはだしい懸隔を生じている実情にあるのであります。

しかしながら町村合併の現情にかんがみ、農業委員会が本来市町村の行政機関である性格とその職務の遂行からして、農業委員会は市町村内一体として強力なものであることが望ましく、これによつて合併市町村ごとに行政府に農民の意思と希望を強力に反映して、域内の農業に関する施策を統一かつ効果的に推進するため、原則として合併市町村ごとに一個の農業委員会を設置することが適切であり、急速にこれを實現することが必要となつたと考えられるのであります。

しかるに今日町村合併の現情について見ますると、合併後の市町村の規模は、一般に著しく拡大し、かつその域

内の産業等の態様にかんがりの変化を来たしてありますので、農業委員会と農民その他の関係団体等との結びつきを密接にいたしまして、あわせて農業の地域性及び特殊性に応じて農民及び農業の利害を公正に反映できるように、現行の農業委員会の組織に改正を行う必要があるのであります。

さらにまたわが国農業の動向と農業委員会の設置及び運営の経緯に照らし、その目的を一そう十分に達成せしめるためには、農業委員会が、各種の行政機関及び農業団体等と力を合せて農業振興を一そう充実させ、またその振興の徹底を果し得るよう、その所掌業務を必要かつ適正に拡充するとともに、農業委員会の職員の資質を向上し、さらにその身分の安定化をはかることが緊要であると考えられるのであります。

農業委員会について右の改正をいたしますと、この際都道府県農業会議の組織及び業務の上において農業委員会との連絡及び協力を緊密にする必要の改正を行い、全国農業会議所とともにその機能を十分に發揮し得るようになしたものであります。しかしして右の機関及び団体は、農業協同組合、農業共済組合等の農業団体と協調しておのおのその職分に依つて、農業と農民のためそれぞれその機能を發揮することを期待しているものであります。

以上の趣旨のつとめまして、今般農業委員会等に関する法律の一部改正を行うこととした次第であります。

以下その内容の主要な点について、概略御説明申し上げます。

第一は、農業委員会を原則として合併後の市町村の地域に合せて設置することとし、その職能の円滑な遂行をはかるため必要の統合を進めることに關する規定を整備したことであります。

前に述べましたところにより、合併市町村において農業委員会が職能を極力円滑に發揮するためには、なるべく一市町村一委員会に統合することが望ましいと考えられるのでありますが、現行法においては農業委員会の統合を進めていくために關する所要の規定が不備でありますので、これを整備いたしましたのであります。

第二は、農業委員会の組織についてすなわち、現行法においては農業委員会の委員のうちその根幹となるべき選挙による委員は、農業委員会の全区域を単位として公職選挙法を準用した選挙により十人ないし十五人選出されることとなっております。しかるに、さきに申し上げました通り、市町村の地域の拡大とこれに伴う態様の変化に關連しまして、農業委員会の組織を従前のままとするならば、農民と農業委員会のつながりは稀薄となると考えられますので、今回これを改め、選挙委員の実数を十人から四十人までに拡大し、さらに必要がある場合は、都道府県知事の承認を得て、市町村条例によつて、農業委員会の区域内に選挙区を設けることができることとしたのであります。

また現行法の農業委員会は、選挙によらない委員について、市町村長が五人以内を限り、いわゆる総合農業協同組合または農業共済組合から推薦されたその理事及び市町村議会から推薦された学識経験者の中から委員として選任しているものでありますが、この改正法案においては、農業委員会にいわゆる総合農業協同組合及び農業共済組合の代表者を網羅的に委員として加えるため、これらの団体の推薦したその理事は組合ごとに必ず一人ずつ市町村長が委員に選任し、さらにまた組織の完全を期しまして、従来の制度を踏襲し、市町村議会の推薦した学識経験者をも五人以内において、これまた市町村長が委員に選任する制度といたしております。

右の結果によりまして、一農業委員会当りの委員の数は現在に比し相当増加することとなりますので、農業委員会の運営を契機に即し適切にするために、新たに部会の制度を設けることといたしました。

すなわち、農地問題を處理するために、必ず農地部会を設置するとともに、その他の所掌事務を處理するために、その他の部会を開くことができることとしたのであります。しかし部会の構成は、選挙による委員の互選による者が十人ないし十五人とし、その三分の一以内の人数において条例の定めるところにより、それぞれ農業団体の推薦による委員の互選による者及び学識経験者の互選による者をもってこれに充てることといたしております。

この部会の設置に伴い、農業委員会におきましては、行政庁の諮問に對する答申、農業及び農村に關する振興計画の事務についての基本方針の決定、並びに会長の選任及び解任の三事項については、必ず全委員の會議で議決いたすのであります。その他の事項については、部会がその所掌事項について議決をしたときは、その議決をもつて農業委員会の決定としたのであります。

第三は、農業委員会の所掌事務について改正を行なったことであります。現行法における農業委員会の所掌事務は、農地法、土地改良法その他の法令によりその権限に属せられた事項を初めとし、農地等の利用關係及び交換分合のあつせん等に関する事務を行ない、さらにまた農地、農業技術、農畜産物の處理、農業経営の合理化及び農民生活の改善等にかかる総合計画の樹立及び実施に關して、市町村長に建議しその諮問に應じて答申することとなつていたのでありますが、改正法案では、前述いたしました趣旨により、農業委員会の職能を必要かつ適切に拡充することといたしております。なお当然のことではありますが、その際市町村長及び他の執行機關が権限に基いて行ふ職分との調整に配慮し、また各種農業団体との間には適切な協力連絡を保つことを本旨といたしております。

すなわち、その所掌する事務としては、農地法、土地改良法その他の法令に基き権限として行ふ事務は従来の通りとするほか、農地等の利用關係及び交換分合のあつせんに関する事務と農業及び農村に關する振興計画の樹立及び実施の推進に關する事務のほか、農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業経営の合理化及び農民生活の改善に關する事務を行い、農業及び農民に關する事項についての調査研究と啓蒙宣伝を行ない、さらに農業及び農民に關する事項について意見を公表し、行政庁に建議し、その諮問に對し答申を行うことができることとしたのであります。

第四は、農業委員会の職員に關する改正であります。農業委員会がその使命に基き職能を十分に發揮するためには、その職員の資質の向上と身分の安定が重要なことは申すまでもないところでありますが、ことに農業委員会の所掌事務の最も基幹となる事務であり、かつ最も利害の錯綜する事務である農地に關する事務を担当する職員について、このことは最も必要であると考へられるのであります。

そこで、農業委員会の職員を分けて農地主導及びその他の職員として、農地主事については政令で定める一定の資格を要するとともに、その任免は都道府県知事の承認を必要とし、さらにその身分につき不利な取扱ひを受けたときは農林大臣にその旨を申し述べる道を開いたのであります。

第五は、都道府県農業會議の組織に關する改正であります。同農業會議は、本改正法案におきましても従来と同様の性格を有する法人といたしておりますが、その會議員につきましては、現行法では当該都道府県の区域をおおむね都別に十から十五に分けて、その区域ごとに都道府県知事の招集する代表者會議で互選された農業委員会の委員または農業協同組合もしくは農業共済組合の理事一人ずつとして、その合計十人ないし十五人のほか、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会、省令で定める農業協同組合及び同連合会、省令で定める農業団体等の推薦する者及び学識経験者で会長の指名するものをもつて構成されることとなつております。

本改正法案におきましては、さきに述べました通り、農業會議と農業委員会の連絡協力の度を増す趣旨に従ひまして、各市町村ごとに農業委員会を指名する委員一人を同農業會議の會議員とするとし、その他の會議員は現行通りといたしております。

その結果會議員の数が大幅に増加いたしますので、都道府県農業會議の運用を考慮いたしまして、新たに部会の制度を設けることといたしました。すなわち、農業委員会と同様に、必置の部分として農地部会を、任意設置の部分としてその他の部会を置くことといたしてゐるのであります。しかし農地部会は、農業委員会の委員として會議員となつたものの互選により十人ないし十五人と、学識経験者としての會議員の全員をもつて構成し、その他の部会は農業委員会の委員として會議員となつた者の互選による十人ないし十五人と、それと同数でその他の會議員の互選による者で構成することといたしてゐるのであります。

しかして都道府県農業會議の業務に關する議決につきましては、農業委員會と同様、部会の所掌に關せられた事項については、部会の議決をもつて都道府県農業會議の決定といたしてゐるのであります。

最後に、この法律の施行についてであります。新しき組織と所掌事務を与へられた農業委員会が発足するには、現在の農業委員会の委員の大部分がその任期を満了し、新しく選ばれた委員が就任するときに最も適切であると考へられますので、原則として、明年七

月二十日より施行することとしたのであります。

以上が本法案の提案理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(堀末治君) 本法案については追って審査を願うことといたしまして、その取扱ひについても、その際あらためてお諮りすることといたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堀末治君) 速記を起して。

次いで、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(衆第九号、村松久君外一名提出、予備審査)を議題にいたします。

本法案は去る十二月六日衆議院から送付、同日当委員会に予備付託となつたものであります。まず、提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(足鹿龍君) ただいま議題となりました農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

わが国の農林漁業を振興いたすためには、その基本組織たる農林漁業組合の整備強化をはかる必要があることは今更申すまでもないところであります。このため、昭和二十六年に農林漁業組合再建整備法を制定し、これに基づき、今日まで、鋭意、不振組合の再建整備をはかつてきたのであります。が、本法による再建整備の措置は、再建整備期間が指定日から五年ということになつておりまして、本年三月をもって終了いたしましたのでありますが、その間本法の適用を受けた農林漁業組合の大

半は、計画通り再建整備措置が進捗し、おむね所期の目標を達成することができたのであります。しかし不幸に、再建整備の途中において遭遇した災害等の原因による再建整備未達成組合も若干ながら存在することも事実であります。しかし、これらの未達成組合も、再建整備の目標達成が全く不可能というわけではなく、今後引き続き若干の期間再建整備について努力いたしますならば、その大部分は目標達成が可能であらうと信ずるのであります。

従つて、これらの組合の増資等に対する今日までの努力を無にすることなく、今後ともできるだけ増資を行わせ、その経営の確立に資することとすに、国の財政支出の効率化をはかるためにも、この際、本法に定められた再建整備期間を現在の五年以内を二年延長して七年以内とすることとし、第四

条等に所要の改正を加えたのであります。

次に、再建整備達成後の奨励金の償還についてであります。再建整備の目標を達成した農林漁業組合について、も、このたびの再建整備措置によりよく、経営安定のめどがついたという程度にすぎない実情でありますから、真の意味において経営全体にわたる健全性を確立できたものと見ることが困難と思われるのであります。従つて、現行法に基づき、再建整備の目標達成後一年後に利息を加えて奨励金を償還させますならば、いまだなお弱体を免れない再建整備組合の現状から見、再びその経営を危うくするおそれ全くなしとしないのであります。よつてこの際、政府をして償還につき何らかの配慮を加えさせる必要があるので

あります。かゝる実情に即応し、政令で定める場合で、農林大臣が、大蔵大臣と協議して、その組合の健全な経営の持続のため必要があると認めるときは、その納付を免除できることとしたし、この趣旨をもつて、第十四条にたゞし書きを追加することとしたのであります。

なお、この改正法は、昭和三十一年三月三十一日に適及して適用することとし、取扱ひ上遺憾のないよう配慮いたしました。

以上が本法案の概要でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

○委員長(堀末治君) 本法案の審査も追つて行うこととして、なおこれが取扱ひ方についても、その際あらためてお諮りいたすことにいたします。

○委員長(堀末治君) 次いで、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(衆議院議員小枝一雄君提出、衆第三号、予備審査)を議題にいたします。

本法案は去る十一月二十二日衆議院から送付、同日当委員会に予備付託となつたものであります。まず、提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(小枝一雄君) ただいま議題となりました農林漁業組合再建整備法の一部改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、農林漁業組合再建整備法は昭和二十六年に制定せられ、本法に基づき今日まで、わが国における農林漁業振興のための基本組織たる農林漁業組合の再建整備をはかつてきた

のであります。しかしして本法による再建整備の措置は、本年三月末をもって終了し、本法の適用を受けた多くの組合は、おむね再建整備の目標を達成することができたのであります。しかしながら、再建整備の途中において生じた災害等の原因によつて、なお若干の再建整備未達成組合のあることも事実であります。しかし、これらの組合も、今後引き続き若干の期間再建整備について努力いたしますならば、その大部分は目標の達成が可能であらうと信ずるのであります。従つて、これらの組合をして今後ともできるだけ増資を行わせ、その経営の確立に資するために、この際、再建整備期間を二年間延長することとし、第四條等に所要の改正を加えたのであります。

また再建整備の目標を達成した農林漁業組合についても、このたびの再建整備措置によりよく、経営安定のめどがついたという程度にすぎない実情であつて、真の意味において経営全体にわたる健全性を確立できたものと見ることが困難であります。従つて、現行法に基づき、再建整備の目標達成後一年の後に利息を加えて奨励金を償還させますならば、いまだなお弱体を免れない再建整備組合の現状から見、再びその経営を危うくするおそれ全くなしとしないのであります。よつてこの際、このような実情に即応し、農林大臣は、その組合の健全な経営の持続のため必要があると認めるときは、大蔵大臣と協議して、その納付を免除できることとしたし、この趣旨をもつて、第十四条にたゞし書きを追加することとしたのであります。

なお、この改正法は、昭和三十一年三月三十一日に適及して適用することとし、取扱ひ上遺憾のないよう配慮いたしました。

以上が本法案の概要でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

○委員長(堀末治君) 本法案については追って審査を行うこととし、なおこれが取扱ひ方についても、その際お諮りすることといたします。

○委員長(堀末治君) 次いで、昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案(笹山茂太郎君外七名提出、衆第八号、予備審査)を議題にいたします。

本法案は去る十二月五日衆議院から送付、同日当委員会に予備付託になつたものであります。まず、提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(芳賀貴君) ただいま議題となりました昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、本年七月初旬から八月下旬にかけての異常気象により、北海道を初め東北、北陸その他の地域において冷害の発生を見、また八月から九月にかけて本邦を襲つた歴々の台風により九州、中国、四國等の地域の農作物がかなりの被害をこうむつたのであります。

特に水稻においては、冷害により著しい生育の遅延、受精障害あるいは登熟障害を生じ、北海道は言うまでもなく、東北の一部の地域におきましてもまれな凶作となり、これがために農家

の経済は極度に窮乏し、日々の食糧にも事欠くありさまとなつてゐるのであります。

よつて、このような農家に對し政府所有の米穀を特別価格で売り渡すことにより、その食糧不安を解消し、もつて農家経済の安定、農業再生産の確保に寄与しようというのが本法律案の提案の理由であります。

以下本法律案の概要について申し上げます。

まづ、本法により米穀の売り渡しを受けられる農家は、災害により著しい減収のため生産した農作物がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとしてあります。

次に、米穀の売り渡しの方法についてであります。市町村が被害農家に對し、その飯用消費量を基準として、災害による減収の程度をしんじ、農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すに必要の数量の米穀を、都道府県が市町村に売り渡す場合には、政府は、都道府県に對し、これに必要な数量の米穀を売り渡すようにいたしてあります。

次に、米穀の売り渡し価格であります。これは、これはおおむね生産者価格程度で被害農家に売り渡すことができ、農林大臣が定める価格の標準となる価格を掲げることとしたしました。以上が本法律案の提案の理由及びそのおもな内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

○委員長(堀末治君) 本法律案については追つて審査を行うこととし、その

取扱ひについても、その際お諮りすることといたします。

○委員長(堀末治君) 次いで、この間請願をやりました際、事務上の手続でたつた一つ残つておりますので、それをお願ひ申し上げます。

それは、飛越特定地区小矢部川水利開発事業促進に関する請願(小矢部川水系総合開発期成同盟会長松村謙三君請願、石坂豊一君紹介)を議題にいたします。

本請願は、飛越特定地域総合開発の一翼として決定された小矢部川水系の総合開発に關連して実施することになつてゐる流域一帯の旱害防止及び開田、あわせて電力開発事業に早急着手してもらいたいとの趣旨のものであります。

この請願は、当初建設委員会に付託されておりましたが、去る六日に至つて、にわかに本委員会に付託がえとなつたものであります。

なお、本請願について農林省当局の意見をたゞしましたところ、農林省においても、問題を承知して、請願の趣旨に沿いたいとのことでありますが、本件の取扱ひについて御意見を伺ひたいといたします。

○委員長(堀末治君) 御異議がなければ、採択して政府に送ることといたします。

なお、本会議における委員長の報告その他事後の手続は委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

○委員長(堀末治君) では、さよう決

定いたします。

「委員長退席、理事重政庸徳君着席」

○理事(重政庸徳君) 議題に追加して、林野庁職員の給与改善の件を議題にいたします。

この件について、北村委員及び東委員から發言を求められておりますから、この際御發言を願ふことにいたします。

なお、本件について政府からの出席は、ただいま政務次官と林野庁長官であります。

○北村鶴君 ただいまの調停案をめぐりましての団体交渉を持つておられる進捗状況を、まず御報告願ひたいと、さういふふうに思ひます。

○説明員(石谷憲男君) お手元に「林野庁職員の昭和三十年十月以降賃金改訂に関する調停案提示にいたるまでの経緯」という印刷物をお配りいたしておるわけでございますが、要約いたしまして御説明を申し上げてみたいと思ひます。

この印刷物の十六ページをござんいただきたいと思ひますが、これには前文、主文、理由、さういふふうに三段階に分けて、調停案の内容が具体的に提示されておるわけでございます。これをかいつまんで申し上げますと、

第一点は、「今直ちに基本賃金を改訂する程の動きを示してない。さういふことを明記してあるわけではございません。次の点は、しかしながら林野職員の賃金は、業務の実態より見て改善を要する点があると認められ

けてございます。

次に「林野職員の給与は、その業務の実態よりみて、必ずしも、適正なものが改善の措置を講ずること。これが主文の第一にうたつてあるわけでございませう。なお、本調停案並びに昭和二十八年、二十九年の両年度に出された、林野職員の給与問題の解決は、その業務の特殊性より見てこれに適應する体系を確立することがその前提をなすものであり、且つ、目下の急務である。さういふことがしばしばの調停案、あるいは二十九年度の仲裁に、さういふ趣旨のことが強調をされておるわけでございます。

そのほか、この主文の二項、三項、四項でございませうが、二項につきましては、もうすでに本年の三月の年度末の団体交渉において具体的なものが決定をいたしまして、処理済みでございます。さらに三項につきましては、これは定期昇給の問題が書いてあるわけでございますが、現状必ずしも年間の必要なる原資の確保に成功をいたしておるという実情ではございませう。けれども、ともかくにも四月、七月、十月、年間四回の定期昇給時期のうち、三回までの昇給につきましまして、すでに交渉がまとまりまして、実施をいたしておる、さういふ現状であるわけでございませう。

それから次の四項の問題でございませうが、これはいわゆる今と相なりましては年末の手当をめぐる問題ということで、これから団体交渉に入つて、早期に結論を得たい、かように考えております事柄でございませう。

従ひまして、この一項の問題にかかわること、かように考えまして差しつかえないものと思ひます。私どもはすでに三月十五日付の本調停案の出された直後におきまして、組合との間に、実施に關する覚書を交換をいたしておるわけでございまして、さらにまたこれに關する口頭の了解事項も取りつけておるわけでございまして、これがいれば問題の出発点に相なつておるわけでございませう。

そこでいゝわゆる給与改善という問題の内容でございませうが、この中にはもちろん適当な時期にベース・アップの問題を取り上げる、あるいは不合理の是正措置をいたしまして、すみやかに賃金体系の確立にこれららの措置を具体化する、さういふことが当然取り上げられて参ると考えておるわけでございませう。私どもは本調停案の趣旨の通りまして、当時といたしましては、さしあたって基本賃金の改訂をいたすといふことはいたさないといふことを、はつきり三月三十一日の覚書の中にも明記いたしておるわけでございませうが、ただし、その後の客観的條件の変動があつた場合におきましては、十分に協議の上措置しようじやないかといふことも、あわせてうたつておるようなわけでございませう。

そこで客観的條件の変動といふことでございませうが、これは口頭の了解事項といたしまして、民間賃金の上昇、国家公務員の給与改善に関する人事院勧告、公共企業体等の給与改善等の措置、さういふ一連のものをさしておる、さういふことでございませう。従ひまして、すでに現段階におきまして

は、これらの客観的諸条件の推移といふものが相当程度に顕著に転変いたしてあるという事実の認識にはもちろん立つわけでございますが、これらの諸条件といふものが成熟いたしまして、この時期を見通して、しばしばの調停案においてうたわれておりまして、いわゆる給与問題の根本的解決をはかるための措置といたしまして、いわゆる新給与体系の確立という問題の相談の中に、そのような情勢を反映した措置を取り入れて具体的に問題の推進をはかって参ろう、こういうこととおるわけでございます。もう一つで本年の春以来しばしば団体交渉を持ち、さらにこの問題の具体的な解決のための小委員会等も設けまして、事柄の推進をはかっておるわけでございますが、今なお妥結という状態に立ち至っておらないというのが現状でございます。

○北村暢君 今御説明いただきましたが、調停案の本文第一項の給与の体系なりの問題について、客観的な条件の成熟を待って、そして団体交渉の中で給与体系と勘案して解決したいという意向のようでございますが、この調停案は三月に出ておりましたが、団体交渉を続けてやってきておられるのであります。現在、現在の団体交渉の中で妥結する場合に於いて、実施の時期等が相当問題になると思つてございまして、その場合に於ける実施の時期はいかように考えられるか。たとえば妥結したその月から実施するのか、あるいはある程度さかのぼって実施するか、その点についてだいたい違つてくると思つてございまして、どういふふうに考えておられるか、一つ承わりたいと思つております。

と思つております。

それから三番目の定期昇給については、十月期までやってきたということでございますが、もう一回一月期年度内に残つておるわけでございますが、今までの、従来の定期昇給の状況を見ておきまして、必ずしも案にはやられていないようでございますが、年度の最後の定期昇給時期である一月については、最終的に見込みがあるのかないのか、そこら辺の見通しについてお伺いしたい。

それから、期末勤勉手当について、今閣議その他で〇・一五の増額の問題をめぐつて、きょうあたり持ち回り閣議で決定するといふようなことを承わつておられますが、一般公務員についてこれが決定するならば、当然林野庁職員に対してもこの点を考慮しなければならぬと思つてございまして、その点についてどういふふうに考えておられるか。

以上三点について質問いたします。

○説明員(石谷憲男君) 具体的なお話し合いがかりについての場合の実施の時期をいつに定めるかという御質問でございますが、御承知のように、定期昇給それ自体につきましても、あと一回の昇給が確定になし得るだけの原資がここに確保されておるかどうかが問題でございます。先ほど申し上げた通りでございます。また、ただいまの一般公務員に對してある程度加給が払われるという場合に、林野庁の職員に對してはどうか考えておるかという御質問でございますが、これに對しては考慮しようと思つてございまして、そのために必要な原資をいかように確保するかといふような問題が、事柄

は別々に出ておるけれども、いずれも相関連して出てくる問題のように私も思つておるわけでございます。従ひまして、この段階において、実施の時期をいつからという御質問に對しては、可能な限りすみやかにと考えておりますが、まあ少くとも年度内、昭和三十一年度内にこの実施に着手をいたすといふような目標で、あれこれの必要な原資を確保すること、この段階をいたしましては極力努めるといふことを申し上げる以外にはないと思つてございまして、さういふことを考えておるわけでございます。重複いたしますが、一月期の定期昇給につきましては、現段階をいたしましてはさらに努力の上これを実施するといふこととでございます。

さらに、一般公務員等に對しまして閣議のありました場合の均衡の問題につきましても、まず先立つ原資の確保といふことで、均衡の目標に努力をいたしたい、かように考えております。

○北村暢君 ただいまの答弁では、私の聞いていることとちよつと違つたので、たとえば団体交渉が成立した場合に、当然これを七月から実施するの、来年の一月から実施するの、かといふことで、だいたい違つてくるわけなんです。そういう実施の時期というのを聞いておるわけなんです。これを早くやるという、さういふべく然たることではないので、さかのぼつても実施する意思があるのかないのかといふことをお伺いしてあります。

それから定期昇給の原資について、これはどういふところに障害があるのか。たとえば給与総額において、普通

の昇給をさせるために、それが大蔵の予算査定において普通の昇給も定期昇給も実施できないようなふうな予算が組まれていたために、実施できないのか。それであつたとするならば、人事管理上当然実施されるべき定期昇給といふものが、景気として人事管理上でないような予算になつておるとするならば、これは非常に不合理である、さういふふうに思われるので、当然これは是正されなければならぬ。さういふことで大蔵省との折衝等もなされなければならぬ問題であると思つておるけれども、初めからさういふ適正な定期昇給すらもできないような予算になつておるのかどうか、この点についてもう一度御答弁をいただきたい。

○説明員(石谷憲男君) 要するに、いつの時期からといふことを具体的にいつきりしと、さういふことでございしますが、まあこれらの事柄はいずれも団体交渉の結果決定を見るということであると思つてございまして、あわせて、いつの時期からと申しますことは、やはり原資の確保といふ問題と相関連するといふことになりまして、この段階ではあくまでも原資の確保に万全を期するような努力をいたすと。そこで少くとも年度内には実施できるように努力をするといふことと、申し上げられないように思つてございまして。

それからいわゆる定期昇給の問題でございますが、まあおおむね、これは必ずしも国有林野事業ばかりじゃございませぬが、一般会計の場合におきましても、大年度内での昇給原資はまあ年度中央ベースに對して四〇程度というものが、予算上許容されてお

まする昇給の原資でありまして、まあなかなか四〇程度の原資をもとにいたしまして運用するといふことになりまするといふと、いわゆる昇給問題自体にいろいろと研究を要する問題が出てくる、さういふことであるわけでございますが、ともかくとも、四月期から始めまして十月期に至る三回の定期昇給といふものは、話し合いの結果まとまつた線であつておる実情でございます。それから、一月の定期昇給につきましても、原資問題がありましては、従来通りやり得るようになつては、さういふと、かように考えております。

○北村暢君 私はこれでけっこうです。

○理事(重政廣徳君) 発言ありますか。

○東隆君 いや、もう私は質問はありません。

○理事(重政廣徳君) ちょっと速記とめて。

(速記中止)

(理事重政廣徳君退席、委員長着席)

○委員長(堀末治君) 速記起して。

○北村暢君 ただいま議題となりまして林野庁の国有林野関係職員の給与改善に關しては、今までの質疑によつて御了知の通りであります。この際農林大臣及び大蔵大臣と、政府首脳に申し入れて、すみやかに政府の措置を促すため、お手元にお配りしておきました次のような決議の動議を提出いたします。

決議案を朗読いたします。

林野庁職員の給与改善に關する決議(案)

林野庁職員の給与に關する紛争が未解決のまま残されていることは国

有林野の健全な維持管理を行う上に重大な支障をもたらす国民経済に及ぼす影響の極めて大なるものがあるに、昭和三十一年三月十五日附調停案第三十一号をもつて公共企業体等中央調停委員会から林野庁労使双方に提示された調停案の趣旨を尊重して事態の収拾を図るよう、政府においても善処すべきである。

昭和三十一年十二月十一日

參議院農林水産委員会

以上であります。全員一致の御賛成をお願いいたします。

○委員長(堀末治君) 本件につきましては、ただいま北村委員の御発言の通り、当委員会の決議とし、農林大臣及び大蔵大臣にその旨申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、ただいま大石農林政務次官が出席しておられますから、この決議について当届の御所見を伺いたいと存じます。

○政府委員(大石武一君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重いたしまして、誠意をもって善処いたす所存でございます。

○委員長(堀末治君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堀末治君) それでは速記を起して。

○清澤俊英君 この十二月の四日、五日に新潟の出雲崎町で津波がありまして、だいぶひどい災害を受けました

が、そのうちで出雲崎という漁村があります。これがまあ一番ひどい状態になりまして、道路も決壊し、佐渡、出雲崎の付近だけで道路の決壊五十八カ所、港灣は非常に、護岸から築港の築堤等の破壊は相当ひどいものでありますけれども、今高波中でこれが調査できません。そういうような状態でありまして、従って、船小屋を全部流出して、そして大体その船小屋というものが、私どもの地方の習慣として、大体家屋の下へ地下室のようなものを作って、それに船を入れて置くのですが、それが全部流れて、四十五隻流れた。従って、そこに置きまして漁具が全部流れた。そういう状態では、今春来、御承知の通り、非常な日本海におきましては不漁続きで、沿岸は非常に不漁続きで悩んでおる。そういうような大被害を受けて、現在どうしてもまあ一千万円ぐらいの被害状況になっております。そういうわけ合ひで生活が非常に困難しておりますので、これを自力で漁具を集め、漁船を復興するといふ、もう自力を失つておるような状態でありまして、これらをやはり十二号、十五号の台風による沿岸の漁業を救済したような救済資金が適用できるかどうか、これをまず一つお伺いしたいし、もしできないとしても、実情を調べて、一つ農村における冷害のような場合に行われますような利子を補給した官費資金——これは官費資金でしようか、漁業資金を一つ考えられたらどうか、この点を一つお伺いしておきたい、こう思う。もう少しすると、漁民が陳情に出ると思います。

○政府委員(大石武一君) ただいまの清澤委員の御発言をお聞きいたしました

て、まことにお気の毒にたえない次第でございます。もちろん農林省といいたしましては、できる限りの努力をいたす所存でございますので、さつそく調査員を派遣いたしまして、十分に被害を調査し、災害復旧のいたさなきならん分は、もちろんこれは災害復旧をいたします。ただいまのような官費資金と申しますか、漁船なり漁具なりの問題につきましては、融資の方法が確かにございまして、十分に研究いたしまして万全の措置をとりたい、こう考える次第であります。

○清澤俊英君 その融資がですね、やはり利子補給のできる融資ができるかできないか、これを伺いたい。何とか、これは實際問題ですからね、漁業協同組合が町村の保証で借りるような方法があるかもしれないが、それじゃもう間に合わない困窮状態なんですから、何かの方法で、一つ北海道の冷害のごとく六割五分ぐらいの利子補給をしていただいて、そうしてやはり年賦償還の方法がとられるような措置が何かあるのじゃないかと思う。先例があるのじゃないかと思えますから、先ほどちょっと水産庁の方に聞きます。どうも個人の漁具や漁船はそういうものはないというふうなお話がありましたが、たまたま経済局から出ておられた方のお話では、その処置もある、こういう話をちょっと伺いましたので、念のため、安心して帰りたいものですから、まだ漁民も着いておりませんので、その点を一つ、いま一つ、御迷惑でも、利子補給等をして融資対象になる方法があるのかないのか。

○政府委員(大石武一君) お答えいたします。ただいまの清澤委員の御発言

はごもっともとわれわれも思います。ただいまここに専門家が来ておられますので、具体的な詳しいことを申し上げることができないのは残念でございますけれども、御趣旨を十分尊重いたしまして、できる限りの万全の措置を講ずる決意でございます。なお、天災法というのもございますが、これは適用したいと思いますが、一定の規格以上の災害がなければなりませんので、十分その点も考慮いたしまして、先ほど申し上げましたように、最善の方法を尽す決意でございます。

○清澤俊英君 何分よろしくお願いたします。

○委員長(堀末治君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堀末治君) 速記を起して。冷害等災害対策の件を議題にいたします。

この点については千田委員から発言を求められておりますので、この際御発言を願うことといたします。

○千田正君 三十一年度の、このたびの冷害に対して、北海道地区に対する方針は農林省としては決定しておられるようでありますが、内地における冷害対策、特に予備費の要求に対して、大蔵当局との折衝の結果はどういうふうになっておられますか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(永野正二君) 今年の北海道並びに内地におきます冷害の対策といたしましては、北海道につきましては、先般来も御説明をいたしておりましたように、平時平準地におきましては、さほどの被害ではない、むしろ平年作、あるいはそれ以上の所もあるけれども、高冷地の方が非常に激しい災害

で多少おくれるのでございます。その結果をとりまとめまして、必要な対策を大蔵省に現在要求をいたしておるわけでございます。

そのおもな項目といたしましては、北海道と同様に、相当局地的には激しい冷害の被害になっておりますので、被害農家に農業収入以外の現金収入を得させますための救済土木事業を中心として考えておるわけであります。そのほかに、開拓地等につきましては、バレイシヨの種の対策というものを考えておるわけでございます。それらを通じて二億六千万円の予備費の要求の計算をいたしまして、大蔵省と折衝いたしておる最中でございます。

そのほかに、これは新しく予備費をとる以外に、現在までの国有林のいろいろな予備費等の流用によりまして、国有林の事業を実施いたしますために、現地の被害農家に対して現金収入を与える手段があるわけでございまして、これらもあわせて、できるだけの対策を講じて参りたいと考えておるわけでございます。

現在まで大蔵省との折衝の過程では、非常にまだ難航いたしておるのでございまして、私どもが要求をいたしました建前は、従来の毎年の例でございまして、やはり県単位と申しますか、あるいは郡単位と申しますか、相当被害が統計的にもまとまった被害になっておることを前提といたしておるのでございまして、本年の冷害につきましては、非常に、平時平準地におきましては、さほどの被害ではない、むしろ平年作、あるいはそれ以上の所もあるけれども、高冷地の方が非常に激しい災害

炭生産組合というようなものがあっても、それは従来の通りの炭焼きさんたちとの組合である。実際この苦しんでおる今度の冷害というのは、田んぼを保持した人たち、畑を持った人たちが苦しんでいる、そういう人たちに對するもの現金収入は、一体何で考えるかという問題です。

○政府委員（永野正二君） ただいまのような点につきまして、実際に冷害の

対策として被害農家の現金収入の道になるように、この救農土木事業として取り上げ、林野の事業、たとえば林道の改修であるとか、あるいは木材の生産の事業であるとか、そういう関係につきましまして、特に県及び関係の市町村と十分に連絡をとりまして、その趣旨に合致するように運用していくというふうに特に注意をいたしまして、施行いたしたい、こう考えております。

○千田正君 これはあなたの方のお考えは非常によろしいのですが、実際の面でいつたときに、町村が冷害対策なんというてあなた方に陳情して、そうして管林局に対しては、いかに要望した場合に、それを今度はその対象に許可してよこののはその町村でなくて、その町村内におけるところの製炭組合に對して許可しておりますよ、今までは。

○政府委員(大石武一君) それはわれわれはこう考えております。大体冷害地は一般に高冷地が多いようでございます。そうしますと、普通でも高冷地はどうか十分の、田を耕したりあるいは畑を作ったりするだけでは、大抵の開拓地あるいは高冷地では生活ができません。で、主に山の仕事、林業関係の仕事も一緒にあわせている例が多いと思ひます。そういう場合に、このよう

な人々に対して林道を作る、土木事業に手伝わせたとか、あるいは製材事業の一部を手伝わせたとか、そういうことで多少でも現金収入の道がある、こう考えております。もちろんこの林野の特別会計だけですべてをまかなうわけではございません。これはわれわれが要求いたしましたのも、一億足らずの金でございます。そのほか二億数千

万円の別に救農土木事業の費用を要求したわけでございまして、今申しました林野の特別会計の費用というものは、そのような山の生活に關係のある人々の救済に充てようという趣旨でございます。

○千田正君 それはわかりませんが、今までとほど考えていただかなければならぬのは、それならば、製炭をやっている人たちがどれだけあるのか。今度の冷害地において、従来炭焼きを半分、あるいは農耕を半分というところで、それでやっていたんですが、ところが、炭焼きはもうやっていないというふうな問題に對してはどうか、こういう問題が出てくるわけですか。そういう問題を十分勘案してやっていただかない、ききを作ったって、百姓が作ったって、それはかえって高いものについて、売れないうです。そういう現実のことをよくお調べになってやっていただかなければ、困るわけですか。

○委員(堀末治君) 大村主計官が来しました。

○千田正君 私は、大村さんは主計官でおられるから、特にあなたに聞いてもどうかと思ひますけれども、大蔵当局に一応伺いたいのは、われわれ立法機關と執行機關は、御承知の通り、憲法で明確にされておる。国会法上においてわれわれとしましては、委員会が開かれて、委員長から要請があった場合に、総理大臣といえども、大臣といえども、来なくてはならぬ。にもかかわらず、私はけさから要請しているが、出て来られない。しかも政議会に行ったとか。そういうことで私は、一党の政議会と一國の国会の委員会といずれが重いかということ、まず一番先に伺いたいのであります。

す。さっきから局長を呼んでも、あなたの方を呼んでも、やれ政議会へ行つて話をしなければならぬとか、予算委員会へ行つたとか、けさからのわれわれの要請に應じてくれない。その点大蔵當局として明らかにして、今後のわれわれの運営に支障のないような態度を持っていただきたい。その点について、一応あなたの釈明を求めておきます。

○説明員(大村筆雄君) 大へんおそくなりまして、失礼いたしましたと思ひます。実はきのう千田先生とお打ち合せして、多少午前中の時間の都合はつかないという予想でございました。ですから、早く政議会の方の仕事をつづけようと思つておりました。こちらへ参りますのがおくれまして、大へん恐縮でございます。今後こういうことのないように気をつけたいと思ひます。

○委員(堀末治君) なお、委員長からも特に申し上げておきますが、せっかく使ひをやつたならば、なるべく都合して早く来るようにしてもらわないと、委員会がいたすに時間を經過して、委員諸君も腹を立てられるわけですから、どうかそういうことのないように、よく気をつけて下さい。

○千田正君 先ほどから農林省との間に討議をして参つたのであります。が、三十一年度における北海道の冷害対策以外に、内地の冷害対策のうち予備費に関する問題について、大蔵當局にお尋ねいたします。現在までに農林省から要求されておりますところの冷害対策の、予備費に対する大蔵省としての現段階におけるお考えはどういうふうにお考えになつておられますか、その点を御答弁ください。

○説明員(大村筆雄君) お答え申し上げます。内地の、特に東北地方を中心といたしまして、その内地の冷害につきましましては、先般農林省から御相談を受けておるところであります。全般的に内地の被害、冷害による被害状況をみて参りますと、一般に、ことしの北海道の冷害に比べて、非常に被害の程度は一般に少うございまして、また過去の大きな冷害の年でございます。また二十八年度の冷害の被害と比べてみましても、わずかでございまして、一部に冷害のために相当お気の毒な地域があるようでございます。そのうち、いりやうな地域に對しましては、とりあえず官費資金を決定いたしました。約三億円の程度の貸出額を決定いたしました。農林省で御実行中でございます。それから、今後の動きによりまして、それは、自作農維持創設資金というものの融資のワケを拡大することも考えております。それからまた被害の被害の被害は、だいたい地域におきましては、冬季の現金収入をある程度補てんするという意味合いにおきまして、既定の公共事業等を極力救農土木等に流用するということ、農林省におきましては建設省におきましてもお考え願ひます。同時に、そのほか国有林野の事業におきまして、新たに救農対策事業をやつていただくというふうなことも、目下考えておる次第でございます。

○千田正君 それではただいまのお話で、北海道とは比較にならないというふうなお話でありまして、それは全般的に見ればそういうふうになりますけれども、実質的には、一村あるいは一部落、そういうところが全滅に瀕して

いるところも相当あるものであつて、ことしの冷害は従来の冷害とはおのずから趣きを異にしておる。たとえば平担地においては昨年同様のある程度豊作である。しかし寒冷地帯の所において、山間地帯においてはこれは北海道と同じような冷害をこうむつておるが、ただし平均して郡単位に見ると、それが冷害の対象にはならない、こういうふうな立場で、大蔵省の方ではそういう御見解をとつておるようでありま

すが、しかし現実にはそうではない。これを十分に御理解願ひたいと思ひます。そして同時にまた、今お話のありました金融融資の面でもやりましても、山間地帯のそういう所は救済資金さえも返せないというふうな現状でありますから、さらにまた借りてみたところが、返すあてもなく借りてまた農家の負担になる。これではどうして対策にはならないと思ひます。これはよほどの運営をうまく指導していかなくてはならぬ。かえつて農家の負担になる。この点を重点にお考えいただきたい。

もう一つ国有林野の方の利用の問題ですが、ただいま農林省とお話ししましたけれども、現実には必ずしも、製炭やあるいは木材を切るとか運搬というだけで現金収入を得られるかという、これはきわめて特殊な人たちが得られる場合が多いのであつて、必ずしも救農という看板を掲げた目標には必ずしも対応し得るとはわれわれは考えられない。それで最後の公共事業費を救農土木に切りかえて、そうして現金収入を得させてやる、あるいは新たにまあ国有林野の利用にしまして、林道の開きを直ちに実行するといふ方

法で明確にされておる。国会法上においてわれわれとしましては、委員会が開かれて、委員長から要請があった場合に、総理大臣といえども、大臣といえども、来なくてはならぬ。にもかかわらず、私はけさから要請しているが、出て来られない。しかも政議会に行ったとか。そういうことで私は、一党の政議会と一國の国会の委員会といずれが重いかということ、まず一番先に伺いたいのであります。

○説明員(大村筆雄君) お答え申し上げます。内地の、特に東北地方を中心といたしまして、その内地の冷害につきましましては、先般農林省から御相談を受けておるところであります。全般的に内地の被害、冷害による被害状況をみて参りますと、一般に、ことしの北海道の冷害に比べて、非常に被害の程度は一般に少うございまして、また過去の大きな冷害の年でございます。また二十八年度の冷害の被害と比べてみましても、わずかでございまして、一部に冷害のために相当お気の毒な地域があるようでございます。そのうち、いりやうな地域に對しましては、とりあえず官費資金を決定いたしました。約三億円の程度の貸出額を決定いたしました。農林省で御実行中でございます。それから、今後の動きによりまして、それは、自作農維持創設資金というものの融資のワケを拡大することも考えております。それからまた被害の被害の被害は、だいたい地域におきましては、冬季の現金収入をある程度補てんするという意味合いにおきまして、既定の公共事業等を極力救農土木等に流用するということ、農林省におきましては建設省におきましてもお考え願ひます。同時に、そのほか国有林野の事業におきまして、新たに救農対策事業をやつていただくというふうなことも、目下考えておる次第でございます。

○千田正君 それではただいまのお話で、北海道とは比較にならないというふうなお話でありまして、それは全般的に見ればそういうふうになりますけれども、実質的には、一村あるいは一部落、そういうところが全滅に瀕して

いるところも相当あるものであつて、ことしの冷害は従来の冷害とはおのずから趣きを異にしておる。たとえば平担地においては昨年同様のある程度豊作である。しかし寒冷地帯の所において、山間地帯においてはこれは北海道と同じような冷害をこうむつておるが、ただし平均して郡単位に見ると、それが冷害の対象にはならない、こういうふうな立場で、大蔵省の方ではそういう御見解をとつておるようでありま

すが、しかし現実にはそうではない。これを十分に御理解願ひたいと思ひます。そして同時にまた、今お話のありました金融融資の面でもやりましても、山間地帯のそういう所は救済資金さえも返せないというふうな現状でありますから、さらにまた借りてみたところが、返すあてもなく借りてまた農家の負担になる。これではどうして対策にはならないと思ひます。これはよほどの運営をうまく指導していかなくてはならぬ。かえつて農家の負担になる。この点を重点にお考えいただきたい。

もう一つ国有林野の方の利用の問題ですが、ただいま農林省とお話ししましたけれども、現実には必ずしも、製炭やあるいは木材を切るとか運搬というだけで現金収入を得られるかという、これはきわめて特殊な人たちが得られる場合が多いのであつて、必ずしも救農という看板を掲げた目標には必ずしも対応し得るとはわれわれは考えられない。それで最後の公共事業費を救農土木に切りかえて、そうして現金収入を得させてやる、あるいは新たにまあ国有林野の利用にしまして、林道の開きを直ちに実行するといふ方

法で明確にされておる。国会法上においてわれわれとしましては、委員会が開かれて、委員長から要請があった場合に、総理大臣といえども、大臣といえども、来なくてはならぬ。にもかかわらず、私はけさから要請しているが、出て来られない。しかも政議会に行ったとか。そういうことで私は、一党の政議会と一國の国会の委員会といずれが重いかということ、まず一番先に伺いたいのであります。

う見解はどうなんでしょうか、虫筆の間題は。

○説明員(大村筆雄君) どうも、大へんこれはおしかりを受けて……。全般的に大蔵省一つ大いに考えるということとでございませうけれども、何分にも私ども、貧乏な国民から涙を流すような

零細な税金を集めて、絶えず適用する

立場にある関係上、なかなか使います

れませんし、外から見ますとちよつと

過酷な印象を与えることもある

は十分御注意願ひまして、私ども反省

すべき点は反省して参りたいと思つて

おりますが、実は虫害に対する農薬の補助金も思はず、この見直しにつき

ましては、いわゆる要望の多いという

ことはよく存じておりますが、何にい

る補助でございませうので、個人経営に

対する通常経営費の特にかつたとい

うようなものに対して国がめんどろを

年あるいは二十八年、二十七年ごろ

の、農業を普及するという段階までな

らともかく、今日のようには、肥料と餌

おきましては、通常経営に対する処置

と同じようなことになりますので、そ

をすべきじゃないという見解に立つて

おります関係上、一般的に虫害の予防

のためには農薬を使われた場合に補助金をいたさないという方針で参つておる

次第でございます。

○清澤俊英君　今のところが大事なんで

は、だから、普通に防除することは、

九

これはあるいはあなた方に理由が立つかもしれないが、その上に天候やいろいろなものが出てくるのは、これは一つの天災だと思ふ。中華の話を聞けば、風に飛んでイナゴが、雲をおおつて、日を隠して飛んできて、全部食い荒したというような話もあります。そういう話を聞く。こういうのは天災ですよ。その虫がウンカであろうと、イナゴであろうと、カラスであろうと、スズメであろうと、決して通常の情勢でない。異状に出てきた一つの発生状態であつて、やはり一つのわしは津波も同じだと思ふんです。天然を相手にする農作といふものを、ほんとうに早くやるべきじゃないかと思われる。

そうやって努力していきまして、そうして今日の新聞を見たらそう言つてゐるでしょう。農村は二十五年の豊作のために、輸出もスズメ運河等で工合が悪くなつてきたが、それもありませんが、大体においては、日本の国は明治以来の大豊作だとか何とかといふことが言われている。これは豊作から出ている。といつて、景気のもとを作つていて、それはお前さんのあたりまえだといふ話になつたら、これは全く妙なものは理論になると思ふんです。そういう異状のものに對しては、やはり自然現象としての異状状態として、早くしていただかなかつたら、天然を相手にしているものだらうら、絶対にあなたの方のおっしゃるようなことではおさまらんと思ふんです。これは一つ研究してもらわなければならぬ。

蔵省も協力しなければならぬでしようが、取りあへずわれわれの要求している本年度の冷害に對して、この緊急処置をささぐから申し上げてゐるんですが、大蔵省との見解がだいぶ違つてゐる点で、私もその点を深く考へるものであります。たとえば、私は岩手県の出身だから岩手県のことを言うわけじゃありませんけれども、例を岩手県に取つてみますと、二十三日町村であつて、罹災農家二万九千七百戸、大体三万戸、專業農家から申しますと、岩手県の三分の一の農家が災害をこうむつておるわけでありまして、それに対して、今の郡平均率からいくとすると、その率に乘つてこない。實際は各市町村をさきに検討をいたしましたところ、三十三日町村が非常に苦しい立場にある。そこで、私は技術的な問題として大蔵省と農林省に聞くんですが、先ほどのお話の国有林野の利用の面、それから救農土木の問題、公共事業として今まあ速行をやるとか、あるいは農業改良の仕事等を果敢でやつてゐるようなものに対して、これを切りかえて救農事業にやる、あるいは事業量をふやすといふようなことに對して、実行予算を作つてやろう、あるいは予備費から出してやれる、こういうような考えは大蔵省は持つておらないんですか、その点はどうなんですか。現段階のままで何と考へるという程度しか考へないんですか。何かそこにプラス・アルファのものを考へておらないですか。

○説明員(大村筆雄君) お答え申し上げます。全般的に見ますと、過去に對して冷害のための救農土木をやりまして二十九年度、ないし本年の北海道に比べて、まして、先ほど申し上げましたように、内地の冷害被害といふものは、局地的にはともかくといたしまして、ある程度、県全体ないしは郡単位で見ますと、相当、これは被害程度から見ますと、これは問題にならぬくらい軽いのでございます。それは特殊に見ますと、それぞれひどい所もあるかと思ひますけれども、全般的に見ますと、相当過去にない今年の北海道に比べて、被害の状況から見ますと、相当軽いといふこととございます。従いまして、できるだけ気の毒な地域には集中的にめんどうを見て上げなければならぬと思ひますけれども、ただいまのところ考へておられますのは、既定の公共事業をできるだけ活用して参るとともに、国有林野事業等を新たに考へて参りたい。特に一般會計の予備費まで出してやるといふところまでは、今のところ考へておりません。

○千田正君 今の大蔵省の答で、次官もすわつておるし、官房長も経済局長もおられるんですが、一体それである方は内地に對する冷害対策は実行できると思つておるか。

○政府委員(大石武一君) われわれはもちろん既定經費をできるだけ活用いたしましてその救済に充てたいと思つておりますが、われわれはやはり予備費をもつと出してもらつて、これを救済に充てたいという希望は捨てておりません。今でもその努力を続けておるつもりでございます。

○東隆君 関連して。私は今までの話を聞いて、まあ北海道、北海道にたいへん出ますが、冷害対策そのものに対する根本的な考へ方が私は違つておるんじゃないかと思ひます。それはたと

えば天災融資なんかの場合でも、町村を指定したり、あるいは郡を指定するときに条件を出されておられますけれども、これはどういふことかといふと、なるべく削らうといふ考へ方から出發しておる。困つておるものに資金を融通するといふ考へ方が、なるべく金を少くするたためにいろいろな条件をつけられてゐる。従つて、實際に苦しんでおるところのものに金が行かない、こういうような形になつておると思ふのです。これは私は冷害といふような場合に非常に間違つた考へ方でないか。私は水田その他に對して農林省が非常に熱心にされておられますけれども、北の方やあるいは緯度の高い、海拔の非常に高い、何百メートルもあるといふような、そういうような、そういうような所、これも同じところでみんな冷害にひつかつておるわけです。従つて、もし考へるならば、そういうような海拔何百メートル以上とか、そういうような問題とか、あるいは北に位置しておる所はこれこれだとか、そういうようなことによつて地域を指定すべきだ。そういうようにすれば、決して省くなんというよりも、被害を實際に受けた所が当然そこに当てはまるというような形が出てくると思ふのです。ところが、今のは郡で二割、町村で三割、そういうような条件をつけられていけば、これは何かかといへば、なるべく金の行かないようにしようといふ、そういうふうに見るより私も考へられない。

それから冷害地帯の、これは私は水田は割合に少ないと思うのです。畑はもう非常に多いんじゃないかと思うのです。そこに住んでいる人は開拓農家が非常に多い。そしてその開拓農家は資本の蓄積もないし、従つて、一番苦しんでおる標本がこの冷害という形でも出てゐると思ふのです。それに対する施策といふものは、これは今までのいろいろな開拓に對する考へ方や、もう少し強くないか、畑作といふものに對するいろいろな考へ方、施策といふものが、これが間違つておつたから、そういうような結果になつておる。だから、私は人間をまるで放牧するようになつて追ひ込んで、そしてそこでも苦んでおるものを見殺しにするといふような、そういうような施策はこれは間違ひだらうと思ふのです。そういう意味において、農林省はこの場合においてどういふことを考へなければならぬかといへば、冷害対策については普通の災害とは違ふのだといふ考へ方に立つてもらわなければならぬ。これに該当するところのものは、私は前にも何回も申し上げましたけれども、府県の高い所、みんなひつかつておる。長野県もやられておるし、東北の方もみんなやられておるのです。そういうようなものは、豊作だといふ声でもって、隠されておるきらいがないか。なんぼ叫んでおるのですから、こへ出てきて数字が出ているのですから、そいつを救わなければならぬ。そういう意味で、農林省の方へ強くそれを主張しなければなりませんけれども、その場合に何を基本にするかといふと、いつも作報を中心にして、あの統計を中心にしてやられる。その統計はどういうような考へ方でもって進められておつたかといふと、最初は私

どもはびっくりしたのです。国際連合の統計に出す程度のものでありさえすればいいのだというような暴言まで吐いている。そして統計というものについてやる経費を削減するためには、むちゃくちゃなことを言っている。そういうような結果でもって今調べておるのは、米についても、農林省は部落を中心にしてのものを出ませんでしよう。町村も出ないでしよう。郡区域でもってやっていると。畑のものになったら、てんでありません。何によってその数字を基礎にされて、そしてそれによられておるのか、私はほとんど見当がつかない。そういうのが今の統計です。今北海道の例をとってみましても、道でもってできるだけまとめて、そして被害だの何だのをまとめております。普通の農林省の作報の数字とほぼ似通っておりま。その中には畑のものはありません。そして最後にどういうことになったかという、結局畑のものは全部除いてしまつて、そして四百億近くの災害があるのを、三百三億に削つておる。それを基本にして被害を算定している。だから、なるべく被害の額を僅少にして、金を出すのを減らすことばかり考えているやり方なのです。今の政府のやり方はこういうやり方なのです。

ですから、拍車をかけるのは、農林省の方で査定をされてきて、大蔵省とかけ合いをやるときに、大蔵省は、今度は自分のところで査定するの何を使うかという、地方の財務局を使つて、そこでいろいろ資料を集めてきて、そしてそれを今度はまたやるのです。かけ合いの場合に、とんでもない話が出てくるわけなのですから、私

はこの場合、いろいろの問題によつて府県の冷害、特に岳ろく地帯とか、あるいは高原とか、そういうような所を苦しんで開拓している、そういうふうなところにも一つも行ってない。行かないから、みな文句を言っている。私はこういう年には特別に大きく考えてやつていただきたい。普通にみなとれて当りまえのような場合にはいいが、ほかの府県だの何だのものがよく豊作だというのに、北海道は目の色をかえている。だから、同じところで、一村の中でもって片方の方はものすごくとれている、うちのところは三年も連続して悪いのだというところも出てくる。そういうような場合に、それを救うような方法を考へてもらわなければ善政でない。こういうふうに思います。これは私は、農林省の方が作報の数字を基礎にされていることから、根本的にひっかからないところが出てくる。網の目が大きいのですから、みな出てしまふ。その網の目から出たしまつたものが、今ここにさらけ出してあるわけです。従つて、冷害の場合には、網の目というものは冷害を救えるような網の目にこしらえなければならぬが、それができていません。

私は北海道のことについて申しましたけれども、水田の場合は多少考えられていますが、畑になったら政策的なもの一つもありません。カボチャを食つたり、それからトウキビを食つたり、ジャガイモを食つたりしてはいます。もうそういうものもなくなつて、おそろく澱粉の二番粉、あるいは三番粉を食つて冬越しをするのでしよう。学校の子供は、弁当を持って行かせんから、学校は休むのです。しかし、

学校へ行つた方が少しはいんじやないかと、こう私も思つておるのです。けれども、それもできないような状態の者がたくさんある。私はそういうみな畑作地帯が多い。それに対する政策は一つもありません。私はそういうような点で冷害というもののについて考えたときに、私は今府県の方のいろいろの冷害の關係のものを救われるような体制が私は立たなければ、ほんとうに救われた冷害対策の政策というものはできないと思ひます。私が申し上げておることが無理かどうかは、これはおわかりだらうと思ひますけれども、そういう事情だと思ひます。だから、海抜何メートル以上とかいう条件、あるいは北に位するとかいう条件、ある条件だの、そんなやつをやはりある程度加えて、そして地域を設定するなり何なりする。その場合に何町村の区域だの何だの、そんなことにとらわれる必要はないと思ひます。そういう条件を持ち出して、そして十分救えるような体制を作つていく。それは恒久的なものは別として、今の緊急の問題はそういうふうな形でもって出すべきだ。こういう問題を考へていないわけなんです。そういう点でもう一度考へ直しを一つお願いしたいんですが、いかがです。

○政府委員(大石武一君) ただいまの東委員の御発言中、同感するところがたくさんございます。で、一つ一つ申し上げたいと思ひますけれども、ただいまの高さが何メートル以上であるとか、緯度が何度であるとかいうことで一つの方針をきめるといふことも、一つの御意見と思ひますけれども、必ずしもこれだけではやはり無理であつ

て、同じ高さの所であつても、あるいはその山地の傾斜の工合であるとか、あるいは管農の仕方とか、いろいろな条件によつてやはりでき、ふでが相当差があると思ひます。でございしますから、やはりわれわれは今のところ、一応被害の程度というものをその地区地区で調べておいて、そしてそれによつて対策を講じた方が、私はむしろまゝ、何と申しますか、網の目からのがれる者が少ないのじやないかと、こう考へる次第でございします。もつとも初めから金を出さないように、できるだけ土地を少く拾うのだというところで、これは問題になりませんけれども、これは大蔵省でもそういうつもりでやつておるのではないと思ひます。やはり一応国民の金だからできるだけ大事にしたいからだろうと思ひますのでありますけれども、できるだけ今申しましたように、あたたかい気持で、気の毒な人をしてできるだけ助けたいという気持を前提として、困つておる地区を調べて拾つていった方が、私はよけい取りこぼしと申しますか、その落ちこぼれが少い、被害の落ちこぼれが少いんじゃないかと考へる次第でございします。しかし、ただいまの御意見もごもつとも思ひますので、これは十分に検討したいと思ひます。

それから大体この開拓地が冷害が非常に多いようございしますけれども、これは確かに日本の政治の貧困の一つの現われだと思ひますが、ことに終戦直後から人口の過剰、あるいはその生産力の減少とかいろいろ政治の貧困もございまして、その一つのしわ寄せがやはり開拓政策にあつたんだろうと思ひますので、妥当な検討

もされないで、ただ何とかして一時しのぎに問題を解決しようといふことから、今のよう不合理な開拓政策が行われた点もあると私は考へる次第でございします。当然、今からではもうおそいのでありますけれども、今からでもこの開拓政策の間違ひは正して、もつともつと正しい管農ができるようにこれを指導し、改善していかなければならぬと私は考へております。それにはもちろん国も全般的に力を入れなければならぬけれども、当然当面の責任者は都道府県にあると思ひます。都道府県が親切にあたたい気持ちで、その地区地区の開拓地を十分に検討して、果してこれが正しい管農であるかどうかであるかといふことを調査して、それを土台として国にそのような方針を持つてくれば、喜んで国の方でもそれに応じて努力すべきだろうと、こう考へる次第でございします。それが考へましても、昭和二十八年、二十九年、一年置いて三十一年に、また四年間に三回ぐらゐ冷害があつたといふことは、その土地の管農が不適当であらう、ただいまの管農が不適当であらうといふことは、だれが考へてもわかることであらう。それをいつまでもそのまゝに放置しておくといふことに、私は原政なり国の政治の間違ひがあると思ひます。当然これは国の責任において、あるいは県の責任において正していかねばならぬと考へる次第でございします。

それから御指摘のように、日本の統計といふものは確かに不十分でございします。私はまあ多少医学に關係しておりましたが、医学の方面におきましては、日本の統計といふものは非常にこ

れは十分でございまして、非常にさびしく思います。しかし一応これにたよるだけよくまあこれを進めまして、もつともつという統計ができるように一生懸命に努力いたす所存でござい

ます。

○千田正君 問題がこの恒久対策の根本政策の方に行きまして、また引き戻しまして、現実の問題を僕は大蔵省に聞きたいのですが、さつき大村さんのお話によると、まあ大蔵省の方針としては郡単位あるいは県単位の平均において何割減と、そういうところを目標にしてやるより手がないから、考えられないと、こういう御答弁であつたけれども、まあこれは四角四角に考えればそういうことも言い得るのであります。しかし一郡の中に、片っ方は豊作であつて、片っ方はもう全滅してある。あなたの方の考えから見ると、片っ方は一五%も収入して、片っ方は三〇%もないと、そういう一郡の中から見れば、そこからその村に平均してやれるかという、やれないでしよう、現実の政治は。そこを私は言っているのですよ。たとえば大蔵省の中においても、大蔵大臣の取る俸給とあなたの方の取られる俸給と、一番下の雇員員の取る俸給とは、格段の差がある。だからといって、大蔵大臣が一番下の雇員者が病氣だからといって、その人の分までしよつてやられるか。やらないじゃないですか。それと同じことなんです。一郡の中で一つの市町村が非常に収入がある、片っ方は壊滅に瀕しているのに、同じに見てもらえない。だが、じゃ、見るのです、それは。政治の根本をそ

こに考えていたいただきたいということを私は言っているのですよ。だから、建前としては、査定は見られないけれども、しかし何かの方法において救わなくちゃならない現実でしよう。現実

に全然とれないのだから、貧しいのだから、食えないのだから。だからといって、富裕のところからそれを取り上げてやるというよりなこともやれないでしよう。大蔵省の方としては、一

〇%の豊作があつたからといって、その方の農家からそれならば今までの税金の何倍かをとつてきて、片っ方の貧農に与えるということもやれないでしよう。だから、何をもちつて現実においてそういう苦しい状況にある人を救つていくかということですよ。何かあるなら、対策を示していただきたいのだ、私は。現在なんだから。厳冬を控えて、もう雪が降っていますよ。どうしてこの冬を暮すか、来年の春の春肥まで、一体何を売つて現金収入を得て暮していくか。現実の姿なんだ。われわれがこうやって机の上で論議しているような案ではないのですよ。どうしてくれるのですか。一体何をもちつて国はこうした問題に対処するか、その便法を聞かして下さい、あなたの方にあるならば、何も考える方法がないのかと私は言っているのです。

〇政府委員(大石武一君) ただいまの御発言、ごもっともでございます。われわれとしまして、何とかしてこの応急対策としてこの冬季間における現金収入も満たしたいとお願いいたしております。そのためには予備費の要求をいたしておりますが、まだ大蔵省とは折り合ひがついておりませんが、今後とも一生懸命努力いたしまして、でき

得る限りの折り合ひをつけるように、早急にこの対策を講じたいと、こう念願しております。

〇千田正君 そこで、大村さんはさつき考えていないと言つたのですが、今農林省は何と考へて考へさせようというのですが、あなたの考へはどうなんですか。やっぱり考へないのですか。

〇説明員(大村善雄君) 先ほど私の方のただいまのところ考へておるところを申し上げた次第でございしますが、せっかく政務次官の御答弁もございすので、なお農林省とも御相談申し上げて御協力をしていきたいと、かように考へております。

〇重政廣徳君 今東北地方の高冷地帯の議論に尽きたように思ふのですが、この際一つ忘れてはならんことは、九州の水害地帯は、特にまあ佐賀県、干拓地は、この網の目に全部漏れておる。この網の目に。しかも現在まだ潮が満潮で、町の近くまで潮が来ている。これはやはり東北の高冷地の特殊地帯と同じなんです。で、郡単位並びに第二段階で村単位、こうくると、その思想は部分的で、部落だからその周囲の町村の住民が共同してこれを共済していくだろうというような思想もあるだろうと思ふのだが、干拓地の場合は全国から入植に集まつて来てる人、で、住民とちつとも関係がない。だから、そういう意味からいって、さきわめて援助するその援助の考へ方が違つてくる。ほとんど孤立しているというような状況であるので、一つその点を忘れぬように、私は考へておいてもらわねばならん。

それからなお、郡単位という一つの法則は、これは決して、私はこれを拡張すべきであるけれども、しかしこれも一つの筋が通つた問題であると思ふ。ところが、そうなつてくると、そういう網の目に漏れた地帯に対しては、第二段として私は救済する何かの方法を農林省は考へなければならん。ここで問題になるのは、いわゆる一つ

の考へ方、案を農林省が持ちこたならんからというところになる。私はそう思ふ。今までは、これはしばしば北海道の冷害が始まつて以来の議論です、これは。今に至るまで聞いてみると、一つことばかりやつておる。だから、これはすみやかに第二段階として、網の目に漏れた地帯はどうやって救済する

という案を一つ持つてこなければならぬ。私はそう思ふ。そうしなければ全く政治じゃない。今のただ方式によつてやるのだつたら、これは机上にすわつてやるのだつたら、政治じゃない、そういう考へ方ではないか

ん。私はそう思ふ。一つ今度は具体的な案を持つてきてもらふ。われわれはその案が、一々もうこれでもやむを得ん、これでやろという案にきまつてこなければならんと思ふ。どうか一つ今度この委員会に出てこられる場合には、一つ案を持つて来てもらいたい、こういうことをお願いいたします。

〇政府委員(大石武一君) ただいまの御意見、ごもっともでございます。われわれもそのように心がけて努力いたしたいと思へます。

〇堀本宜寛君 農林その他漁業等についての災害に関するいろいろ御質問がございましたのでございしますが、この原始産業である農業並びに漁業等についての災害に対する救済の施策というものは、非常に貧困である。これは私

も同感でございします。この点につきましては今後御意政府は努力をしなければならん。われわれも努力をしなければならんと思ふのであります。先ほど清澤委員からお話ございました局部の沿岸漁業者についての不漁に対する対策が見られておらないのであります。イワシ漁業等は、特にこの県内の沿岸漁業、ことに世界的な漁業でございまして、数年これは続いておりますのでございします。これらに対しても何

ら見るべき方途が講じられておりませんし、特にこの遠海漁業等については若干の施策がございしますが、沿岸の零細漁業については何もございせん。で、これは陸における干害、あるいは冷害等に匹敵いたしまするものでございまして、ことに資本の蓄積のない、ことに海岸地帯の側らにも働らくところの場所もないところの人たちな

のでございまして、こういうところに目を開いてあなたのかい政治をするという考へ方ではなければならぬのであります。

先般特に愛媛県、高知県の県境でございします。これはもう例年の、近年潮流の関係で不漁が続いておりますが、特に今年は全然ございせん。これはもう私が申し上げるまでもないのであります。が、ああいう群をなしております魚は、とれないときたならもう一匹もとれないのでございします。ただに四国だけではございせん。九州の沿岸地帯におきまして、今年は潮流の関係で、漁がございせん。これはイワシとイモとで生活をいたしておるのでございしますが、そのイワシすらとれない状況にあります。この理由を聞きますと、こういうことを申し上げ

るべき方途が講じられておりませんし、特にこの遠海漁業等については若干の施策がございしますが、沿岸の零細漁業については何もございせん。で、これは陸における干害、あるいは冷害等に匹敵いたしまするものでございまして、ことに資本の蓄積のない、ことに海岸地帯の側らにも働らくところの場所もないところの人たちな

たい。もうあれだったら、大臣が来なくて、もう一回も二回も私はお願ひ

しますから、ほんとうに真剣に考えていただきます。この点だけを特に要望いたします。ごまかい狡猾的な面は、

私は皆さんとこの委員会を離れて御協議いたしますから、どうか一つこの間

題だけは十分に考えていただきたい。

○委員長（堀末治君） それでは、本日

午後一時四分散会

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業委員会等に関する法律の二部を改正する法律案（衆）

昭和三十一年の凶害による減量
農家に対する米穀の売渡の特例に
関する法律案(衆)

農業委員会等に関する法律の一部

を改正する法律案
農業委員会等に関する法律の一

部を改正する法律
農業委員会等に関する法律（昭和
二十六年法律第八十八号）の一部を

次のように改正する。

第三条第一項中「但し」を「たが

しに改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定によりその区域を
以上に分けてその各区域に農業委
員会を置いた市町村にあつては、

市町村長は、都道府県知事の承認を受け、その全部又は一部の農業

委員会の区域を変更することができ
る。

「第三項又は第四項の承認をしたと

- きは当該市町村の名称並びにその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を「を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受け、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数をこえない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることが出来る。
- 第五項第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。
- 6 会長は、委員としての任期が満了したときは、その地位を失う。
- 第六項第一項中「左に掲げる事項」を「次に掲げる事項」に改め、同項第三号中「各号の外」を「各号のほか」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。
- 2 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。
- 一 農地等の利用関係についてのあつせん及び争議の防止に関する事項
- 二 農地等の交換分合のあつせんその他農地事情の改善に関する事項
- 三 農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項
- 四 農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項
- 五 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
- 六 農業及び農民に関する事項についてのけいもう及び宣伝
- 3 農業委員会は、前二項に規定する事務を行うほか、その区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申することが出来る。
- 第六項に次の一項を加える。
- 4 第二項の規定は、同項に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令（条例を含む。）の規定に基く権限の行使を妨げない。
- 第七項第一項中「十人から十五人まで」を「政令で定める基準に従い、十人から四十人まで」に改める。
- 第八項第一項各号列記以外の部分中「区域内」の下に「選挙区が設けられた場合には、当該選挙区の区域内」を、「選挙による委員」の下に「選挙区が設けられた場合には、当該選挙区から選挙される委員」を加え「左に掲げる」を「次に掲げる」に改める。
- 第十條の二に次の二項を加える。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があるとき、前項の規定にかかわらず、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 第十二條を次のように改める。
- （選挙による委員）
- 第十二條 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- 一 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各一人
- 二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者五人以内
- 第十三條中「第二百二十七條第一項、第三項及び第四項（被選挙権を有しない議員の失職）並びに」を「第二百二十七條（被選挙権を有しない議員の失職）及び」に、「第三項中」を「第二項中」「同一都道府県の区域内」とあるのは「同一農業委員会の区域内」と、「第三項中」に改める。
- 第十五條第四項及び第五項中「第十二條第一項」を「第十二條」に改める。
- 第十六條の見出しを「委員等の辞任」に改め、同条中「委員」を「委員又は会長」に改める。
- 第十七條中「第十二條第一項」を「第十二條」に改める。
- 第十九條の次に次の一條を加える。
- （部会の設置及び構成）
- 第十九條の二 農業委員会に第六條第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる事務を処理するため、農地部会を置く。
- 2 農地部会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。
- 一 選挙による委員が互選した者十人から十五人
- 二 第十二條第一号の委員が互選した者
- 三 第十二條第二号の委員が互選した者
- 3 農業委員会に第六條第二項第三号（基本的な方針の決定を除く。）から第六号までに掲げる事務及び同条第三項に規定する事務（行政庁の諮問に対する答申を除く。）を処理するため、一又は二以上の部会を置くことができる。
- 4 前項に規定する部会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。
- 一 選挙による委員が互選した者
- 二 第十二條第一号の委員が互選した者
- 三 第十二條第二号の委員が互選した者
- 5 第二項及び前項の互選に關し必要な事項は、政令で定める。
- 6 第二項各号及び第四項各号の委員の定数は、条例で定める。この場合において、第二項第二号及び第三号の委員の定数の合計及び第四項第二号及び第三号の委員の定数の合計は、それぞれ第二項第一号の委員の定数又は第四項第一号の委員の定数の三分の一をこえないようにしなければならない。
- 7 部会に部会長を置く。部会長は、部会の委員のうちから総会で選任する。
- 8 部会長が欠けたとき又は事故があるときは、部会の委員のうちから総会があらかじめ定める者がその職務を代理する。
- 9 農業委員会は、その所掌事務を行うにつき部会長を不適当と認めるときは、総会でこれを解任することができる。
- 10 選挙による委員の定数が二十人以下である農業委員会にあつては、農地部会及び第三項の部会を置かない。
- 第二十條を次のように改める。
- （職員）
- 第二十條 農業委員会に農地主事及びその他の職員を置く。
- 2 職員の定数は、条例で定める。
- 3 職員は、農業委員会が任免する。ただし、農地主事の任免に關しては、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 4 農地主事は、政令で定める一定の資格を有する者でなければならない。
- 5 職員は、会長の指揮を受け、農業委員会の事務に従事する。
- 6 農地主事は、その意に反して、その職務を免ぜられ、他の職務に転ぜしめられ、又は身分上不利な取扱をされた場合には、農林大臣にその事情を述べることが出来る。
- 7 前項の場合には、農林大臣は、その事情を審査し、これに対する意見を都道府県知事及び農業委員会に述べることが出来る。
- 第二十一條から第二十三條までを次のように改める。
- （総会）

第二十一条 農業委員会の委員の会

議（この章において「総会」といふ。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに欠け若しくは事故があるときは、総会又は農業委員会の選挙による委員の一般選挙の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する。

2 会長は、在任委員の三分の一以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があつたときは、総会を招集しなければならない。

3 総会は、在任委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 次条第四項の規定は、部会を置かない農業委員会の総会について準用する。

（部会の会議及び総会と部会との関係）

第二十二條 第十九条の二の規定により部会の所掌に属せられた事項については、部会の議決をもつて当該農業委員会の決定とする。

2 総会は、部会に対し、何時でも、その所掌に属する事項について報告を求めることができる。

3 部会の委員以外の委員は、部長の許可を受けて、部会に出席して意見を述べることができる。

4 都道府県知事が第六条第一項に掲げる事項を処理させる緊急の必要があると認めるときは、次項の規定にかかわらず、農地部会の会議を開くことができる。

5 前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は、部会の会議について

て準用する。この場合において、同条第一項本文及び第二項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替へるものとする。

（議決の方法）
第二十三條 総会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長又は部長の決するところによる。

第二十四條中「但し」を「ただし」に「第二十二條第一項」を「第二十一條第三項」に、「農業委員会の会議」を「総会」に改め、同条に次の一項を加へる。

2 前項の規定は、部会に準用する。この場合において、同項中「第二十一條第三項」とあるのは「第二十二條第五項において準用する第二十一條第三項」と読み替へるものとする。

第二十五條の見出し中「農業委員会への」を削り、同条中「農業委員会」を「総会又は部会」に改める。
第二十六條中「農業委員会の会議」を「総会及び部会の会議」に改める。

第二十八條中「農業委員会の会議」を「総会又は部会の会議」に、「農業委員会が」を「それぞれ総会又は部会の会議で」に改める。
第三十二條第一項及び第二項中「農業委員会の議決」を「総会又は部会の会議の議決」に改め、同条第一項中「決定、裁定及び裁決を含む。以下本条において同じ。」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改める。

第三十四條第二項及び第三項中

「存続する。」を「存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。」に改める。

第四十條第二項中第五号を第六号とし、第四十條の次に次の一号を加へる。

五 第六條第二項に掲げる事項に關し農業委員会に協力すること。

第四十一條第二項第一号を次のように改める。
一 当該都道府県農業会議の地区内の市町村に置かれる農業委員会が委員会ごとに委員のうちから指名した者（市町村の区域内に二以上の農業委員会がある場合には、当該農業委員会が協議して当該農業委員会の委員のうちから指名した者）各一人

第四十一條第二項第五号中「以下第四十三條第五号」を「第四十三條第四号」に改める。
第四十一條第三項及び第四項を削り、第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を第三項とする。

第四十二條に次の四項を加へる。
2 会議員は、会則の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二以上の会議員を代理することができない。
5 代理人は、代理権を証する書面を都道府県農業会議に提出しなければならぬ。

第四十三條第二号中「第四十一條第五項」を「第四十一條第三項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第四十一條第二項第一号の会議員にあつては、その者が農業委員会の委員でなくなつたと

き。
第四十三條中第四号及び第六号を削り、第五号を第四号とし、同条第七号を同条第五号とする。

第四十四條の見出しを「（賛助員等）」に改め、同条に次の一項を加へる。
2 都道府県農業会議は、その業務を行うにつき必要があるときは、その地区内の市町村に置かれる農業委員会その他農業に関する公共的団体等に対し協力を依頼することができる。

第四十五條第一項中第十一号を第十二号とし、第九号及び第十号を一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加へる。
九 部会に關する規定

第四十六條第二項中「会議において」を「会議（以下この章において「総会」という。）において」に、「但し」を「ただし」に改める。

（部会の設置及び構成）
第四十七條の二 都道府県農業会議に農地法によりその所掌に属せられた事項を処理するため、農地部会を置く。

2 農地部会は、次の各号に掲げる会議員をもつて構成する。

一 十人から十五人までの間で都道府県知事が定める定数に従い、第四十一條第二項第一号の会議員が互選した者

二 第四十一條第二項第六号の会議員

3 都道府県農業会議に第四十條第一項に規定する事項（農地法によりその所掌に属せられた事項を除く。）及び同条第二項各号に掲げる事項（行政庁の諮問に対する答申を除く。）を処理するため、一又は二以上の部会を置くことができる。

4 前項に規定する部会は、それぞれ次の各号に掲げる会議員をもつて構成する。
一 十人から十五人までの間で都道府県知事が定める定数に従い、第四十一條第二項第一号の会議員が互選した者

二 第四十一條第二項第二号の会議員

三 第四十一條第二項第三号の会議員

四 第四十一條第二項第四号から第六号までに掲げる会議員が都道府県知事の定める定数に従い、それぞれ同条同項同号の会議員のうちから互選した者

5 第二項第一号並びに前項第一号及び第四号の互選に關し必要な事項は、省令で定める。
6 都道府県知事は、第二項第一号並びに第四項第一号及び第四号の会議員の定数を定め又はこれを変更するときは、これを告示しなければならぬ。この場合において、第四項第一号の会議員の定数と

同項第二号から第四号までの会議員の定数の合計が等しくなるようにしなければならない。

7 部会に部会長を置く。部会長は、部会を構成する会議員が互選する。

第四十八条から第五十条までは次のように改める。

(総会の招集)

第四十八条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、会議員の三分の一以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求があつたときは、総会を招集しなければならない。

(総会の成立)

第四十九条 総会は、会議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(総会の議決事項)

第五十条 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 第四十条第二項第一号の行政庁の諮問に対する答申

二 毎年度の収支予算及び事業計画の設定及び変更

三 毎年度の収支決算及び事業報告書の承認

四 会則の変更

五 その他他会則で定める事項

第五十一条の見出し中「議決」を「総会の議決」に改め、同条第一項中「都道府県農業会議の会議」を「総会」に改め、「(前条第二項の会議にあつては、その会議の長)」を削り、同条第二項中「会議において」を「総会において」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(部会の会議)

第五十一条の二 第四十七条の二の規定により部会の所掌に属せられた事項については、その部会の議決をもつて当該都道府県農業会議の決定とする。

2 第四十八条、第四十九条及び前条第一項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第四十八条及び前条第一項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替へるものとする。

第五十二条の見出し中「会議への」を削り、同条中「都道府県農業会議の会議」を「総会又は部会」に改める。

第五十五条を次のように改める。
第五十五条 削除
第九十一条中又は第二項第一号を削る。

第九十三条第二号中「第四十八条、第二項」の下に「(第五十一条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十一年七月二十日から施行する。ただし、第三條の改正規定並びに次項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十一項の規定は、公布の日から施行する。

2 農業委員会の選挙による委員であつてその任期が昭和三十一年七月十九日以前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。

3 選挙による委員の任期が昭和三十一年七月十九日に満了する農業委員会の当該任期満了に因る委員

の一般選挙については、この法律の施行前であつても、その選挙すべき委員の定数及び選挙の区域に関する改正後の農業委員会等に関する法律(以下「新法」という)の規定を適用する。

4 その選挙による委員の任期が昭和三十一年七月十九日以前から同年同月二十日以後にわたる農業委員会の選挙による委員の定数は、新法第七條の規定にかかわらず、当該委員の任期中は、なお従前の例による。ただし、当該委員の任期満了に因る一般選挙については、この限りでない。

5 一の農業委員会の区域の全部又は一部の地域が昭和三十一年七月十九日までに他の農業委員会の区域に含まれることとなる場合には、従前当該地域をその区域の全部又は一部としていた農業委員会の選挙による委員である者で当該地域内に住所を有するものは、その時に、当該地域を新たにその区域に含むこととなる農業委員会の選挙により委員となり、次の各号に掲げる期間に在任するものとする。

一 一の農業委員会の区域の全部が他の農業委員会の区域に含まれることとなる場合においては、関係農業委員会の委員の残任期間のうち、いずれか長い期間

二 一の農業委員会の区域の一部が他の農業委員会の区域に含まれることとなる場合においては、その含むこととなる農業委員会の委員の残任期間

6 前項の場合において、当該農業委員会の選挙による委員である者の数が改正前の農業委員会等に関する法律第七條又はこの項の規定による定数を超えることとなるときは、当該数をもつて当該農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員が生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これにに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第十二号中「及び農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第五十五條第一項の代表者会議」を削る。

9 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百六條第一項第二号及び第四百二十五條第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員(農地部会を置かない農業委員会にあつては委員)」に改める。

11 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九十條第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、昭和三十一年の政令で定める災害(以下「災害」という)による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農家」とは、米穀を生産する農家であつて、災害による著しい減収のためその生産に係る米穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

(米穀の売渡)

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準として災害による減収の程度を参しやくして農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すのに必要な数量の米穀を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対し、これに必要な数量の米穀を農林省令で定める手続に従い売り渡すものとする。

(売渡の価格)

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米穀を売り渡す場合の価格は、被害農家の売渡を受ける当

該米穀の購入価格がおおむね次の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

一 国内産米穀については玄米（三等）一石につき、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県において生産されたものにあつては九、四七〇円、その他の都府県において生産されたものにあつては九、四九五円

二 輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

十二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案（衆）
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律

農林漁業組合再建整備法（昭和二十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「五年以内」を「七年以内」に改める。

第十四条に次のただし書を加える。

但し、政令で定める場合で、農林大臣が大蔵大臣と協議して当該農林漁業組合が健全な経営を継続するため必要があると認めるときは、その納付を免除することがで

きる。

第十八条第二項中「五年」を「七年」に改める。

第二十条第一項及び第二十二條第一項中「五年以内」を「七年以内」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年三月三十一日から適用する。

昭和三十一年十二月十四日印刷

昭和三十一年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局